

令和7年度愛媛県肝炎ウイルス検査事業の概要

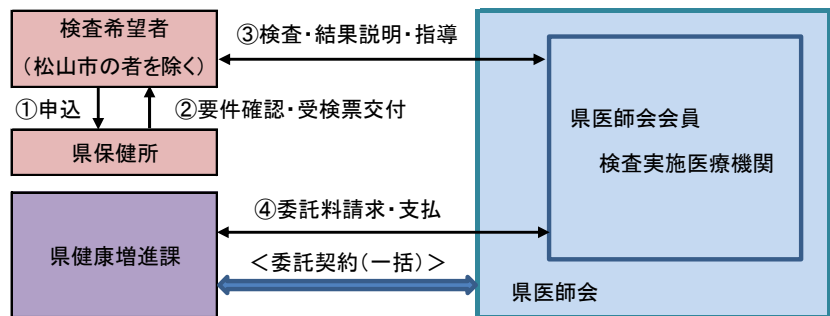
- 1 事業内容 B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査
検査陽性者に対する肝炎ウイルス検診精密検査実施医師への受診勧奨
- 2 対象者 松山市以外の県内に在住する者
過去に本検査を受けたことがある者、健康増進事業の対象者、職場健診等で肝炎ウイルス検査を受ける者については除く。ただし、再検査の必要性のある者についてはこの限りでない。
- 3 実施方法 一般社団法人愛媛県医師会へ委託
検査は県医師会会員のうち、検査実施医療機関として県医師会に届け出をした医療機関が実施する。
- 4 検査委託料 下記表のとおり

検査項目	単価
B型及びC型肝炎ウイルス検査 (HBs抗原及びHCV抗体)	5,960円
B型肝炎ウイルス検査 (HBs抗原)	4,940円
C型肝炎ウイルス検査 (HCV抗体)	5,080円
HCV核酸増幅検査 (※)	4,120円

※HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対してのみ実施することができる。
HCV抗体検査で、高力価又は陰性と判断された受験者に核酸増幅検査を実施した場合や、抗体検査を実施せず核酸増幅検査を実施した場合は、本事業の対象外とする。

- 5 費用負担 全額公費負担
- 6 実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 7 申込受付先 県保健所
- 8 実施主体 愛媛県

○フロー図



- 9 検査概要
 - (1) B型肝炎ウイルス検査
HBs抗原検査
 - (2) C型肝炎ウイルス検査
ア HCV抗体の検出

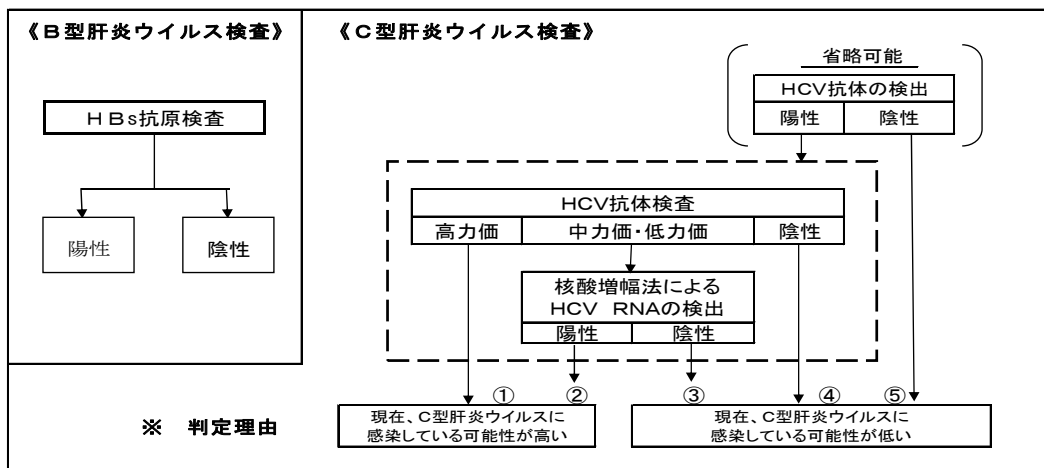
HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

イ HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対してのみ行うこと。



※ 判定理由